

平成17年3月16日  
企業会計基準委員会

企業会計基準第3号

## 「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」

企業会計基準適用指針第7号

## 「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」の公表

### 公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、企業会計審議会が平成10年6月16日に公表した「退職給付に係る会計基準」の設定後の諸制度等の変更により、設定時には限定的に生ずると考えられていた年金資産が退職給付債務を超過する状況が、最近、しばしば生じているため、この会計処理について検討してまいりましたが、平成17年3月11日の第76回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準及び適用指針（以下「本会計基準等」という。）を承認しましたので公表いたします。

本会計基準等につきましては、平成17年1月13日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

以上

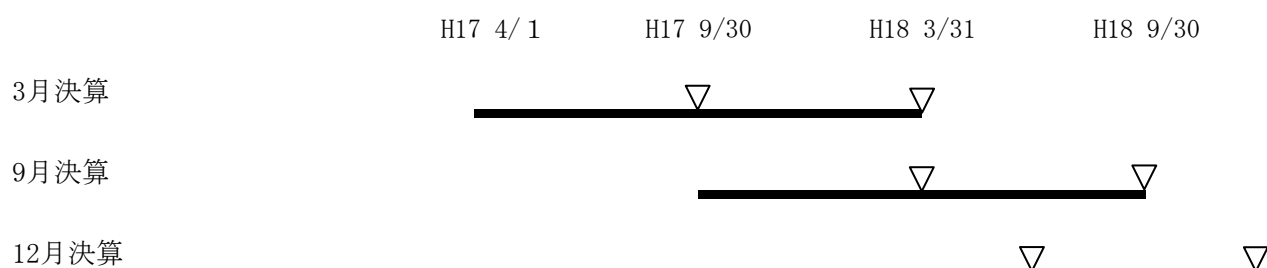
## 本会計基準等の概要

### ■ 「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1の見直し

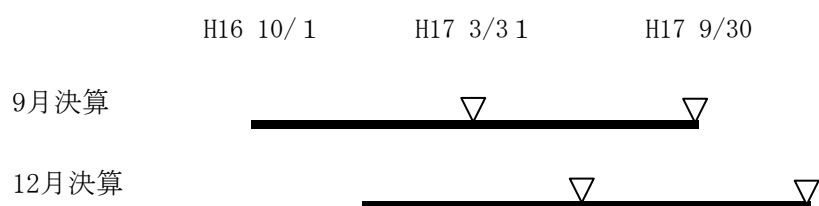
実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合の取扱いについて、「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1における当該超過額(未認識年金資産)を資産及び利益として認識してはならないとの定めは適用しないこととする。

### ■ 適用時期

- 本会計基準等は、平成17年4月1日以後開始する事業年度から適用する(下記イメージ図参照)。



- ただし、本会計基準等は、平成16年10月1日以後平成17年4月1日以前に開始する事業年度から適用することができる(下記イメージ図参照)。



- また、平成17年3月31日から平成17年9月29日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表についても適用することを妨げないものとする(下記イメージ図参照)。



なお、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（以下「退職給付会計実務指針」という。）が、年金資産の返還時の会計処理を明確にするよう平成 16 年 10 月 4 日に改正されているが、本会計基準等は、「退職給付に係る会計基準注解」（注 1）1 に示されている未認識年金資産そのものの見直しであり、対象が異なるものである。

また、本会計基準等の公表に伴い、「退職給付に係る会計基準注解」（注 1）1 を適用しないことを反映した退職給付会計実務指針の改正が平成 17 年 3 月 16 日に行われている。本会計基準等と退職給付会計実務指針の適用関係は、以下のように整理される。

本会計基準等の適用時期	退職給付会計実務指針の適用
平成 17 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から	平成 17 年 3 月 16 日に改正された退職給付会計実務指針による。
平成 16 年 10 月 1 日以後平成 17 年 4 月 1 日前に開始する事業年度から	（同上）
平成 17 年 3 月 31 日から平成 17 年 9 月 29 日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表について	当該事業年度に発生した過去勤務債務（貸方差異）若しくは数理計算上の差異（貸方差異）又は当該事業年度の期末に計上した数理計算上の差異（借方差異）の処理については、平成 17 年 3 月 16 日に改正された退職給付会計実務指針による。

以 上